

有韻尾字による固有名詞の表記

犬 飼 隆

第十回の研究集会において、十二月四日の討議で「伊看我評」のよみが問題になった。直木孝次郎氏よりイカガとはよめないかとの質問がなされ、東野治之氏がイカルガでよいと意見を述べられ、工藤力男氏が東野氏に賛成された。本稿の筆者も同意見である。

東野、工藤両氏の述べられたところは、本稿の筆者の理解によれば、次のようになる。「看」は、その漢字音が n でおわる。もしも書き手がイカガという発音を表記しようとしたのならこの字を用いる必要はなく、「可」「加」などを用いればよい。そして、古代日本語では、同じ語の同じ位置の子音が、ナ行とラ行の両方の形をとる場合がある。したがって、「看」の n はイカルガのルの子音をあらわしていると考えることができる。なお、イカルガは「伊干我」で表記した例もあり、その「干」についても同じことが言える。

これと類似する表記は、ツルガの「敦賀」、ハリマの「播磨」、ヘグリの「平群」など、例が多い。いずれも漢字音のおわりの n でラ行音をあらわしたものである。ツルガの場合、垂仁紀に「御間城天皇之世、額有角人、乗一船、泊于越国筍飯浦、故号其処曰角鹿也」

という地名起源説話があり、その地名の発音がツヌガ（あるいはツノ甲ガ）と通じるものであったことが確認できる。

また、三日の討議では田中卓氏が「安倍」の表記に関して、「安」をアの万葉仮名として用いるのは天平年間以後のはずと述べられたが、これに対しては意見が出なかった。本稿の筆者は、「安倍」の表記に限れば、八世紀初頭に用いられた可能性もなきにしもあらずと考える。その理由は最後に述べる。

なお、第九回の研究集会でも、「比莫嶋」をヒマカとよんでいかどうか問題になった。この時も、工藤氏が、「安積」などの例をあげて、肯定する意見を述べられた。本稿の筆者も賛成である。

「莫」「積」などは、その漢字音が k でおわるからである。

表題にかかげた「有韻尾字」とは、この「看」「敦」「莫」「積」などをさして言う。有韻尾字には、このほか、「淡」のように m でおわる字、「法」のように p でおわる字、「末」のように t でおわる字、「望」のように r でおわる字がある。これらの $m p n t r k$ の音を「韻尾」と呼ぶ。木簡の釈文をつくる際に問題になるのは、韻

尾の位置をどうよむかというケースが多いようである。

*

この問題は、古代日本語と古代中国語の音韻構造の相違に起因している。日本語は、子音一個（ア行の場合はゼロ）のうしろに母音一個がついて音節をつくる。音節一つ、または、いくつかの音節の連鎖が単語になる。したがって、古代日本語の発音は必ず母音で終わった（現代日本語の発音も大部分がそうである）。中国語は、子音と母音部分と子音がセットになって音節をつくる。一音節が一単語になり（現代中国語はそうでない）、漢字一字が一音節すなわち一単語をあらわす。そして、音節の要素のなかで、母音部分は不可欠であるが、冒頭の子音はゼロの場合が少数あり、末尾の子音はゼロの場合が少なくない。したがって、古代の漢字音には、母音でおわるものと子音でおわるものとがあった。子音でおわる字が本稿で言う有韻尾字である。その末尾の子音がすなわち韻尾である。

古代日本人の耳には、母音でおわる字の音は一音節にきこえ、子音でおわる字の音は一音節のあとにさらに音があるときこえた。母音の位置で音節がおわると感じられるからである。だから、平安時代に漢字の音を仮名で表記するとき、母音でおわる字は仮名一字で、有韻尾字は仮名二字で表記された。たとえば「麻」の音は母音でおわるので「マ」と表記され、「末」の音は韻尾の「ム」をあてて「マツ」と表記された。

右の理由で、上代の万葉仮名には、主として母音でおわる字が用いられた。たとえばアの万葉仮名には、まず「阿」が用いられた。「安」はn韻尾をもつから、万葉仮名になるまでに曲折があった。しかし、地名などの固有名詞の表記には、後に述べるような事情によって、有韻尾字も用いられた。

*

有韻尾字を用いて日本の地名などを表記しようとしたとき、その韻尾は、次のいずれかの方法で処理された。一つには、韻尾のあとに母音を補って、一字で二音節をあらわすようにする。もう一つには、韻尾を次に続く音節の子音に重ねて、二字で二音節をあらわすようにする。前者の方法が「比莫」のケースである。「莫」のk韻尾のあとに母音アを付け加えて、一字でマカの二音節をあらわすのである。韻尾のあとに付け加える母音は、その韻尾の発音上の性質と、前後にどの母音がならぶかによって決まっただけらしい。しかし、実際には単一の規則をたてることが難しい。固有名詞の表記は一斉に定められたものではないからであろう。後者の方法は「吉多斯」のようなケースである。「吉」のt韻尾を次のタの子音に重ねて、「吉多」の二字でキタの二音節をあらわすのである。同じ字に両方の方法が行われることもある。たとえば「香山」の韻尾はリである。カグ山を前者の方法で表記したのが「香山」、後者の方法で表記したのが「香具山」である。

右の二つの方法は、韻尾を、日本語の子音のうち、発音上の特徴が最も似ているものにあてるのが原則である。しかし、許容範囲が拡張されるときがある。たとえば万葉集に大伴旅人のタビトを「淡等」と表記した例がある。これは「淡」のm韻尾のあとに母音イを付け加えたのであるが、ミではなくビをあらわしている。mもバ行子音も唇を閉じてつくる子音だからである。

問題の「伊看我」は、母音を付け加える方法の、許容にあたると考えることができる。nは、息を鼻にかけ、舌尖を上顎につけてつくる子音である。日本語のナ行子音がこれに最も似ているが、ラ行子音も似ている。舌尖を歯茎のあたりにつけたり、上顎の近くではじくような運動を行ってつくるからである。つまり「看」は、カをあらわすとともに、そのあとに舌尖の運動による子音があることをあらわし、それによってルを暗示しているのである。

*

では、「伊看我」や「比莫」のような表記がなぜ行われたのか。それは、木簡の実用的な性格によると考えることができる。その固有名詞が特定できさえすれば用が足りたのである。やや具体的に述べると以下のとおりである。イカルガを「伊可留我」などと表記し、ヒマカを「比麻可」などと表記すれば、その地名の発音がよくわかるが、スペースを一字分多く要する。それを避け、カのあとに舌尖を用いる子音の音節があり、マのあとにカ行の音節があると暗示す

るにとどめたのである。日常普段の場では、それで充分だったのであろう。ただし、延喜式など公的な性格の文獻に記載された地名にも同じ方法で表記されたものがある。その場合は、三音節ないし四音節の固有名詞を好字二字で表記するという制約のためである。

*

奈良時代には、有韻尾字の韻尾を無視して用いた例があらわれる。たとえば「憶」の韻尾はkである。日本書紀には、オキ(沖)を「憶企」で表記した例があり、韻尾が次のキの子音に重ねられている。しかし、万葉集には、大伴池主の歌に、オホキミ(大君)を「憶保枳美」で表記した例があり、韻尾が無視されている。

六つの韻尾のなかで、ŋが最も無視されやすく、nも無視された例が多く、tkも無視された。しかしmpは無視されず、必ず一音節をあらわすか、次の子音に重ねて処理された。その理由は、唇の近くは触覚神経が多いので発音運動が明瞭に意識され、外形的にも唇を閉じるからではないかと言われている。

ŋ韻尾が無視されやすかった理由は、二つの面から説明することができる。一つは発音の面である。ŋは口の奥でつくられるので発音運動が意識されにくく、音色も鼻にかかった母音のひびきのようになりきこえたらしい(平安時代にこれを仮名で表記するときは「ウ」であらわした)。また、唐代の中国で、一部の字のŋ韻尾が弱い発音に変化してきこえにくくなったことも影響した。もう一つは用法

の面である。母音でおわる字のなかに万葉仮名として適当なものがない場合があった。たとえば、ト乙の万葉仮名として古くは「止」が用いられていたが、その漢字音がシに近いものに変化してしまっただとには、リ韻尾の「等」「登」を用いるはかなかった。また、日本書紀の万葉仮名は漢字音と日本語の発音とを厳密に対応させているが、ソ、ト、ノ、ロ、ヨなどの音節にリ韻尾の字が用いられている。これは、あらわそうとする音節に子音ノ母音部分が最も似ている字を選んだ結果であろうと言われている。

n 韻尾の無視は、発音の面から理由付けができない。口の中でつくられるので発音運動がm 韻尾ほどには強く意識されなかったとしても、確実に一個の子音としてきこえたいらしい。中国の漢字音にも変化がなかった。万葉仮名として頻繁に用いられているうちに無視されるようになったと考えるほかない。たとえば、木簡や正倉院文書にはマロを「万呂」で表記した例が多い。これも「万」のn 韻尾をラ行子音に重ねた処理である。「呂」の部分が一筆で書かれるほどに慣用的であるから、「万」の韻尾が忘却されて、マだけをあらわしているように意識されたであろう。

P t k 韻尾は、中国の音韻史上、次第に弱い発音に変化し、現代の北京官話などでは消失してしまいが、唐代前半には、まだその変化が起きていなかった。したがって、t 韻尾が無視された理由も、慣用によると考えるほかない。たとえば、マロを「末呂」で表記し

た例も多い。これは、t 韻尾をラ行子音に重ねた処理である。t も舌先を上顎につけてつくる子音なので、発音運動が似ているのである。ただし、t 韻尾は朝鮮漢字音ではr の形であらわれる。中国でt が弱まってr になった変化の反映である。この変化が早くに起きていたとすれば、「末呂」のような用法もその影響をうけた可能性がある。k 韻尾が無視された理由は、口の奥でつくられるので意識されにくいことと、慣用であろう。

*

以上をまとめる。木簡において、固有名詞の表記に有韻尾字が用いられていたなら、その韻尾の位置に注意しなくてはならない。一字が二音節をあらわしているか、次の字と二字で二音節をあらわしているか、いずれかを予想するべきである。韻尾が語末にあたる場合と、韻尾が語中にあたり、その次の字があらわす音節の子音が韻尾の発音上の特徴と似ていない場合とは、韻尾が一音節をあらわしているとは予想できる。あらわしている音節は、その韻尾に類似する子音ではじまるものである。母音は必ずしも特定できない。韻尾が語中にあたり、その次の字があらわす音節の子音が韻尾の発音上の特徴と似ている場合は、韻尾が次の子音に重ねられていると予想できる。ただし、韻尾がリである場合や、時代がさがってからの木簡で韻尾がn t k の場合は、判断に慎重を要する。

*

さて、「安倍」の表記はn韻尾の無視が一般化してからのものと考えることができ、田中氏の主張には根拠がある。しかし八世紀初頭にすでに存在した可能性も否定できない。木簡の表記では、早くから「安」のn韻尾を無視する慣用があったと考えた場合である。また、「安倍」に限れば、韻尾を次の子音に重ねる方法の、許容の拡大とみなすこともできない。定説とは言えないが、上代の濁音は、その前に鼻にかかる要素をもっていたという説がある。その説に従うとすれば、その要素はバ行子音の前ではmに似た音であったはずである。それにn韻尾を重ねたと考えた場合である。ただし、許容を拡げれば、規則そのものが崩れる。「伊看我」も、ガの前の鼻にかかる要素にn韻尾を重ねた処理ということになり、イカガとよめてしまう。「安倍」については、類例の出土を待ち、かつ、他の資料や条件をあわせて判断すべきであろう。たとえば、その書誌的価値を歴史学の立場ではどのように見ているのか知らないが、天智七年の日付をもつ船首王後墓誌銘に「安理故能刀自」という人名がある。これは「安」のn韻尾を次のラ行子音に重ねている。また、「安倍」の表記は大宝二年御野国戸籍に多数ある。しかし、それをアベとよんでよいか否か躊躇すべきふしがある。識者の教示を乞いたい。

〔付記〕 つとにこの問題をまとめて研究したのは本居宣長の『地

名字音転用例』である。その後も、多くの国語学者がこの問題にふれている。すなわち、本稿で述べたところは、とりたてて新しいこととがらではない。今までにわかっているところを整理し、若干の私見を加えて、情報を提供しようとするのが趣旨である。それゆえ、問題を単純化して説明したところがあり、術語の使用も極力さけた。くわしくは左の諸文献を参照されたい。なお、それぞれの字の韻尾は、公刊されている漢和辞典などにも記載があるはずである。

春日政治『仮名発達史序説』

岡田希雄「和名類聚抄中の撥音的地名」『立命館学叢』三卷一号

有坂秀世「入聲韻尾消失の過程」『国語音韻史の研究』

亀井 孝「上代和音の舌内撥音尾と唇内撥音尾」『国語と国文学』二十卷四号

濱田 敦「促音沿革考」『国語国文』十四卷十号「播磨国名考」『地名学研究』十二号

木下正俊「唇内韻尾の省略される場合」『萬葉』十号

森 博達「唐代北方音と上代日本語の母音音価」『同志社大学外国文学会・外国文学研究』二十八号

工藤力男「古代文献における固有名詞の語形の変容」『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』二十九卷